

従来の健康保険証は令和7年12月1日に有効期限を迎えました。小児慢性特定疾病医療費支給認定の際には、加入している健康保険情報に関する資料を添付いただく必要がありますので、以下の書類を提出いただきますようお願いいたします。

マイナ保険証をお持ちの方

★マイナポータルから確認できる「資格情報画面」を印刷したものの

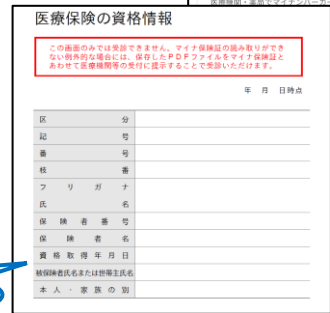
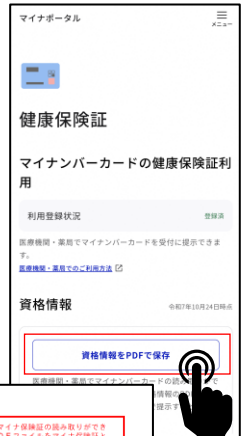
※以下のすべての事項が表示されているもの
記号・番号・枝番、氏名、資格取得年月日、被保険者氏名
(世帯主氏名)、本人・家族の別、保険者等番号、保険者名

【資格情報の確認画面】

- 1 スマートフォン等から、マイナポータルにログインし、『健康保険証』を選択
- 2 『資格情報をPDFで保存』を選択

※印刷はご家庭やコンビニ等のプリンターでお願いします
(費用は自己負担)。

これを保存・印刷



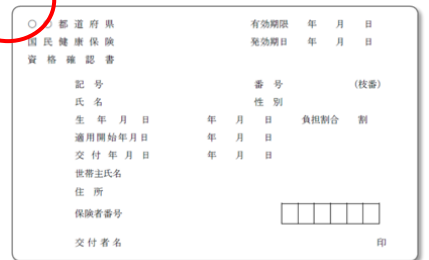
マイナ保険証をお持ちでない方

★(1)、(2)のいずれか

(1) 健康保険資格確認書の写し

『資格確認証』は、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを取得しているが健康保険証利用登録を行っていない方など、マイナ保険証を使用できない状態の方へ、保険者が交付するものです。従来の健康保険証と同様の情報が記載されています。

資格確認書のイメージ



(2) 従来の健康保険証の写し (令和8年7月末まで)

厚生労働省から医療関係団体に対し発出された、令和8年7月末までの暫定的な措置と対応として、期限切れに気付かず健康保険証を持参した患者に対し、3割等の一定の負担割合を求める運用は差し支えないという事務連絡に伴うものです。

② 資格情報のお知らせ (赤枠部分)



※『資格情報のお知らせ』は、マイナ保険証をお持ちの方に、申請によらず交付される書類ですが、券面の記載情報が不足しておりますので、申請書提出の際は、『資格情報のお知らせ』ではなく、上記【資格情報の確認画面】から取得した資格情報を印刷した資料をできるだけ添付するようお願いします。

【このお知らせに関するお問合せ先】

長崎県子ども家庭課 家庭福祉・母子保健班
小児慢性特定疾病医療費助成担当
電話番号：095-895-2443

※個別の保険者情報に対するお問い合わせにはご対応できかねますので、加入保険者の事務局へお問合せ願います。

長崎県小児慢性特定疾病医療費助成の概要・申請書等の様式は、こちらから↓



いゃんとかせんば。

